

## ◇平成 29 年度 免許状更新講習 実施結果の概要

平成 29 年 11 月 17 日

九州龍谷短期大学では、今年度受講者への「受講結果報告」及び来年度以降「免許状更新講習」の受講をご検討されている方に対し安心して本学で受講していただけるよう、前年度の実施結果を公表することにしました。

公表内容：1.受講結果、2.講習内容・日程等、3.Q&A

## 1. 平成 29 年度 受講結果

講習の名称	講習期間	受講人数	履修認定人数	履修認定日
【必修】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習 必修	H29.7/30	65 人	65 人	H29.7/30
【必修】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習 必修	H29.10/22	43 人	43 人	H29.10/22
【選択必修】平成 29 年九州龍谷短期 大学免許状更新講習（選択必修①）	H29.7/15	27 人	27 人	H29.7/15
【選択必修】平成 29 年九州龍谷短期 大学免許状更新講習（選択必修②）	H29.7/23	66 人	66 人	H29.7/23
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択①）	H29.7/29	54 人	54 人	H29.7/29
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択①）	H29.8/29	34 人	34 人	H29.8/29
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択②）	H29.6/17	32 人	32 人	H29.6/17
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択②）	H29.9/30	34 人	34 人	H29.9/30
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択③）	H29.6/25	53 人	53 人	H29.6/25
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択③）	H29.10/29	61 人	61 人	H29.10/29
受講者総数		469 人（履修認定人数 469 人）		

※認定試験に合格された方には、「履修証明書」を発行しておりますので、ご確認ください。

## 2. 平成 29 年度 内容・日程等

講習の名称	講習期間	講習内容
【必修】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習 必修	H29.7/30 (6 時間)	①事項：『国の教育政策や世界の教育の動向』 ②講師：峯 晋（教授） 鬼塚良太郎（准教授） ③定員：各 50 人（同内容 2 回実施）
	H29.10/22 (6 時間)	
【選択必修】平成 29 年九州龍谷短期 大学免許状更新講習（選択必修①）	H29.7/15 (6 時間)	①事項：『教育相談（いじめ及び不登校への 対応を含む）』 ②講師：鬼塚 良太郎（准教授） 田中 沙来人（講師） ③定員：50 人
【選択必修】平成 29 年九州龍谷短期 大学免許状更新講習（選択必修②）	H29.7/23 (6 時間)	①事項：『学校を巡る近年の状況の変化』 『学習指導要領の改訂の動向等』 ②講師：峯 晋（教授） 余公 敏子（教授） ③定員：50 人
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択①）	H29.7/29 (6 時間)	①講習内容：『幼児曲のための伴奏法』 『幼児曲の歌唱法とオペレッタ遊び』など ②講師：水頭 順子（教授） 西村 幸高（講師） ③定員：50 人
	H29.8/29 (6 時間)	
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択②）	H29.6/17 (6 時間)	①講習内容：『造形能力の高め方など』 『幼児期における遊びの現状や環境、運動能 力の発達について』など ②講師：井手 典子（教授） 竹森 裕高（講師） ③定員：各 30 人（同内容 2 回実施）
	H29.9/30 (6 時間)	
【選択】平成 29 年九州龍谷短期大学 免許状更新講習（選択③）	H29.6/25 (6 時間)	①講習内容：『気になる幼児の理解と対応』 『気になる子どもを抱える保護者に対する 理解と対応について』など ②講師：鬼塚 良太郎（准教授） 田中 沙来人（講師） ③定員：各 50 人（同内容 2 回実施）
	H29.10/29 (6 時間)	

### 3. Q&A (今回のお申込みの際にあったお問い合わせ)

(回答については、文部科学省及び県の教職員課に確認をとっています)

**Q:**申込方法について、各講習ごとに募集期間があるが、一括申込はできないのか。

**A:**要項にも記載していますが、一括申込も可能です。「受講申込書」にご希望の日程をご記入ください。その際のお申込みは、ご希望の中で一番早い講習日の募集期間中にお願いします。また、募集期間前にどうしても予約を希望される場合は、お電話のみで仮予約の受付をしておりますので、事務局までお問い合わせください。あくまでも仮予約ですので、募集期間中に正式な申込がない場合は自動的に取消させていただきます。ご注意ください。

**Q:**修了確認期限を経過している場合、受講できるのか。

**A:**修了期限が過ぎている方も受講できます。受講を開始した年度から2年間2ヶ月の間で全ての講習(30時間)を受講し、各自免許管理者(各都道府県教育委員会)に対し申請を行ってください。

**Q:**修了確認期限を経過している場合、免許状はなくなってしまうのか。

**A:**お持ちの免許状がなくなることはありません。ただし期限経過後は、免許状の効力が失効します。したがって失効した場合は、幼稚園教諭としての勤務することはできません。ただし、幼稚園教諭以外の職(補助職員等)であれば勤務することはできますし、保育士の資格をお持ちの場合は、保育士として勤務することができます。効力を有効にするためには、免許状更新講習を受講し、各免許管理者に対し更新手続きをしていただく必要があります。

**Q:**現役でない場合、申込に必要な証明者印はどうしたらよいのか。

**A:**以前、幼稚園教諭としてご勤務された園にて証明をもらうことも可能です。また、県の教職員課にご相談の上、教育委員会より証明をもらうこともできます。証明に関しては、異なった様式でも構いませんので、必ず証明をいただいてからの申込をお願いします。証明がない場合は受付できません。

**Q:**主な受講対象者が「幼稚園教諭」であるが、小学校の教諭でも受講できるのか。

**A:**本学の講習内容は、「幼稚園教諭向け」となりますが、教員免許更新講習の一環ですので、受講者が受講内容にご納得された上での受講であれば問題ありません。免許更新講習としてカウントできます。本学の免許状更新講習の内容は、小学校教諭の方(特に低学年担当)でも十分に受講していただける内容になっておりますので、安心してお申し込みください。

**Q:**選択講習において、同内容の講習を他大学で受講している場合でも、貴大学で同内容の講習を受講できるのか。

**A:**同内容であっても、他大学での受講の場合は、担当する講師が異なりますので、異なる講習という扱いとなり、受講することは可能です。しかし、同大学の講習において、昨年受講した内容と同じ内容を再度受講することはできません。講師が同一であるため、異なる講習とは認められません。受講された場合は無効になります。

**Q:**受講料は、一括振込になるのか。

**A:**講習ごと又は一括でのお振込みをお願いします。一度ご入金された受講料は、原則ご返金できませんので、必ず申込された講習へはご参加をお願いします。